

宮崎県工事請負契約約款第25条第5項の運用

新旧対照表

平成26年3月27日一部改正

| | |
|-----|-------|
| 宮崎県 | 環境森林部 |
| 宮崎県 | 農政水産部 |
| 宮崎県 | 県土整備部 |

宮崎県工事請負契約約款第 2 5 条第 5 項の運用 新旧対照表

| 改 正 平成 2 6 年 3 月 2 7 日 | 現 行 平成 2 0 年 8 月 4 日 |
|--|---|
| <p>第 1 章 総論</p> <p>1 - 1 ~ 1 - 2 (省略)</p> <p>1 - 3 対象品目</p> <p>1 - 3 - 1 対象品目の選定の考え方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・対象材料は、<u>原材料費の高騰などその価格上昇要因が明確な資材について、受注者・発注者間の個別協議に基づき決定する。</u></p> </div> <p>・標準請負契約約款の第 2 5 条第 5 項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」とされており、公共工事において使用している頻度の高い主要な材料のうち、他の材料との相対的な比較も含めた検討の上で、請負代金額に通常合理的な範囲を超える影響が生じるほど全国的に価格が高騰している「鋼材類」と「燃料油」の 2 つの品目を対象と選定したものである。</p> <p>・これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものである。</p> <p>・<u>宮崎県においては、「宮崎県工事請負契約約款 2 5 条第 5 項の運用の拡充について（通知）」(平成 2 0 年 9 月 2 9 日付け 2 7 9 - 9 0 0)において、対象品目を全品目に拡充している。</u></p> <p>・なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から甲乙協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではないことにも留意が必要である。</p> <p>・<u>鋼材類及び燃料油以外の品目については、「宮崎県工事請負契約約款 2 5 条第 5 項の運用の拡充について（通知）」(平成 2 0 年 9 月 2 9 日付け 2 7 9 - 9 0 0)のとおり鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱いに準じることとする（第 2 章参照）が、このうち、変動後の実勢価格の決定方法については、対象数量が現場に搬入された翌月の県設定単価とする。</u></p> <p>1 - 3 - 2 スライド額の算定の対象とする品目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、品目類ごとの増額分が対象工事費の 1 % を超える品目が対象</p> </div> | <p>第 1 章 総論</p> <p>1 - 1 ~ 1 - 2 (省略)</p> <p>1 - 3 対象品目</p> <p>1 - 3 - 1 対象品目の選定の考え方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・対象材料は、<u>主要な材料で価格の高騰が見られる鋼材類と燃料油の 2 品目</u></p> </div> <p>・標準請負契約約款の第 2 5 条第 5 項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」とされており、公共工事において使用している頻度の高い主要な材料のうち、他の材料との相対的な比較も含めた検討の上で、請負代金額に通常合理的な範囲を超える影響が生じるほど全国的に価格が高騰している「鋼材類」と「燃料油」の 2 つの品目を対象と選定したものである。</p> <p>・これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、<u>価格変動がある材料すべてが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。</u></p> <p>・なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から甲乙協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではないことにも留意が必要である。</p> <p>1 - 3 - 2 スライド額の算定の対象とする品目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、<u>鋼材類と燃料油の 2 品目のうち、</u>品目類ごとの増額分が対象工事費の 1 % を超える品目が対象</p> </div> |

宮崎県工事請負契約約款第 2 5 条第 5 項の運用 新旧対照表

| 改 正 平成 2 6 年 3 月 2 7 日 | 現 行 平成 2 0 年 8 月 4 日 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的な状況から判断して材料価格の変動が著しくかつ工事の総額に及ぼす影響が大きい材料を用いる工事のすべてが単品スライド条項の適用対象となるということではない。すなわち、個々の工事において、工事の総額に及ぼす影響が現に大きいことが必要条件となり、品目毎の変動額が対象工事費の 1 % を超える場合について、その品目をスライド額の適用対象とする。 ・ つまり、品目毎の増額分の合計額が対象工事費の 1 % を超えるものを適用対象とするのではなく、鋼材類を例にとれば、その増額分だけで対象工事費の 1 % を超えている場合には鋼材類が適用対象材料になるという趣旨である。なお、この考え方はその他の品目についても同様である。 <p>1 - 4 (省略)</p> <p>1 - 5 スライド額算定</p> <p>1 - 5 - 1 スライド額算定の方法について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、対象工事費の 1 % を超える額。 ・ ただし、それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。 ・ <u>ただし、受発注者間の協議により、受注者からの合意が得られれば、県設定単価によりスライド額を算定することを可能とする。</u> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 - 3 により対象となったそれぞれの品目ごとに、その品目に該当する各材料の当初の価格（発注者が設定した実勢単価に数量、落札率を乗じた額）と変動後の価格（実際に当該品目を搬入・購入した期間中の平均的な実勢単価に、数量及び落札率を乗じた額）との差額の合計額（変動額）から、変動前の対象工事費（1 - 4 参照）の 1 % を差し引いて算出する。 ・ なお、品目毎に算出した変動後の価格よりも、それぞれの品目毎の実際の購入価格（この場合には落札率は乗じない）の方が低い場合は、実際の購入価格とする。 ・ 落札率の扱いについては、通常の設計変更の際に当初設計と設計変更後との額の差額に落札率を乗じて予定価格を算出するのと全く同様である。なお、購入金額が採用される場合に落札率を乗じないのは、既に落札率が乗じられた対象工事費の範囲内で受注者が購入したものにまで落札率を乗じるのは適当ではないとの考えによるものである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的な状況から判断して材料価格の変動が著しくかつ工事の総額に及ぼす影響が大きい鋼材類と燃料油の 2 品目を選定したが、これらの材料を用いる工事のすべてが単品スライド条項の適用対象となるということではない。すなわち、個々の工事において、工事の総額に及ぼす影響が現に大きいことが必要条件となり、品目毎の変動額が対象工事費の 1 % を超える場合について、その品目をスライド額の適用対象とする。 ・ つまり、鋼材類と燃料油の増額分の合計額が対象工事費の 1 % を超えるものを適用対象とするのではなく、鋼材類を例にとれば、その増額分だけで対象工事費の 1 % を超えている場合には鋼材類が適用対象材料になるという趣旨である。なお、この考え方は燃料油についても同様である。 <p>1 - 4 (省略)</p> <p>1 - 5 スライド額算定</p> <p>1 - 5 - 1 スライド額算定の方法について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、対象工事費の 1 % を超える額。 ・ ただし、それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 - 3 により対象となった鋼材類および燃料油のそれぞれの品目ごとに、その品目に該当する各材料の当初の価格（発注者が設定した実勢単価に数量、落札率を乗じた額）と変動後の価格（実際に当該品目を搬入・購入した期間中の平均的な実勢単価に、数量及び落札率を乗じた額）との差額の合計額（変動額）から、変動前の対象工事費（1 - 4 参照）の 1 % を差し引いて算出する。 ・ なお、鋼材類および燃料油の品目毎に算出した変動後の価格よりも、それぞれの品目毎の実際の購入価格（この場合には落札率は乗じない）の方が低い場合は、実際の購入価格とする。 ・ 落札率の扱いについては、通常の設計変更の際に当初設計と設計変更後との額の差額に落札率を乗じて予定価格を算出するのと全く同様である。なお、購入金額が採用される場合に落札率を乗じないのは、既に落札率が乗じられた対象工事費の範囲内で受注者が購入したものにまで落札率を乗じるのは適当ではないとの考えによるものである。 |

宮崎県工事請負契約約款第 2 5 条第 5 項の運用 新旧対照表

| 改 正 平成 2 6 年 3 月 2 7 日 | 現 行 平成 2 0 年 8 月 4 日 |
|---|---|
| <p>第 2 章 鋼材類</p> <p>2 - 1 ~ 2 - 2 (省略)</p> <p>2 - 3 受注者への確認事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書等のいずれかの提出を受注者に求めること。 ・提出されない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。 ・<u>ただし、受発注者間の協議により、受注者からの合意が得られれば、県設定単価によりスライド額を算定することを可能とする。この場合、受注者からは、「搬入時期、数量及び購入先」を証明する書類の提出を求める。</u> </div> <p>・単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。</p> <p>・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な鋼材類については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書等の<u>いずれか</u>を提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。(ミルシートは鋼材類の品質を証明する書類であり、当該工事で購入した材料の数量等を証明できない場合があるが、当該工事の数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。)</p> <p style="text-align: center;">以下、省略</p> | <p>第 2 章 鋼材類</p> <p>2 - 1 ~ 2 - 2 (省略)</p> <p>2 - 3 受注者への確認事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。 ・提出されない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。 </div> <p>・単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。</p> <p>・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な鋼材類については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の<u>全て</u>を提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。(ミルシートは鋼材類の品質を証明する書類であり、当該工事で購入した材料の数量等を証明できない場合があるが、当該工事の数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。)</p> <p style="text-align: center;">以下、省略</p> |

宮崎県工事請負契約約款第 2 5 条第 5 項の運用 新旧対照表

改 正 平成 2 6 年 3 月 2 7 日

現 行 平成 2 0 年 8 月 4 日

単品スライド関連様式等一覧

様式

| | |
|----------|------------------------------|
| 様式 1 | 請負代金額の変更請求 |
| 様式 2 | 協議開始通知 |
| 様式 3 | 請負代金額変更請求額計算書 |
| 様式 3 - 2 | 対象材料計算総括表 |
| 様式 3 - 3 | 材料証明書 |
| 様式 3 - 4 | 運搬金額計算総括表 |
| 様式 4 | スライド変更等協議書 (必要に応じて) |
| 様式 4 - 2 | 対象材料内訳書 (必要に応じて) |
| 様式 5 | 請負代金額変更協議書 様式 5 - 2 スライド額計算書 |

参考

| | |
|------|------------------|
| 参考 1 | 既済部分検査請求書記載例 |
| 参考 2 | 工事完成(既済部分)検査書記載例 |
| 参考 3 | 予算執行伺記載例 |
| 参考 4 | 工事請負変更契約書記載例 |

単品スライド関連様式等一覧

様式

| | |
|--------------------------|--------------------------------|
| 様式 1 | 請負代金額の変更請求 |
| 様式 1 - 2 | 請負代金額変更請求概算計算書 |
| 様式 2 | 協議開始通知 |
| 様式 3 | 請負代金額変更請求額計算書 |
| 様式 3 - 2 | 対象材料計算総括表 |
| 様式 3 - 3 | 材料証明書 |
| 様式 3 - 4 | 運搬金額計算総括表 |
| 様式 4 | スライド変更等協議書 (必要に応じて) |
| 様式 4 - 2 | 対象材料内訳書 (必要に応じて) |
| 様式 5 | 請負代金額変更協議書 様式 5 - 2 スライド額計算書 |

参考

| | |
|------|------------------|
| 参考 1 | 既済部分検査請求書記載例 |
| 参考 2 | 工事完成(既済部分)検査書記載例 |
| 参考 3 | 予算執行伺記載例 |
| 参考 4 | 工事請負変更契約書記載例 |

宮崎県工事請負契約約款第 2 5 条第 5 項の運用 新旧対照表

| 改 正 平成 2 6 年 3 月 2 7 日 | 現 行 平成 2 0 年 8 月 4 日 |
|---|--|
| (様式 1) | (様式 1) |
| 平成 年 月 日 | 平成 年 月 日 |
| <p>(発注者)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(請負者) 商号又は名称 代表者 氏 名 住 所</p> <p style="text-align: center;">工事に係る工事請負契約約款第 2 5 条第 5 項に基づく請負代金額 の変更請求について</p> <p>標記について、平成 年 月 日付け契約締結した標記工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、約款第 2 5 条第 5 項に基づき請負代金額の変更を下記の通り請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工事名 工事</p> <p>2 請負代金額 ￥</p> <p>3 請求する主要資材名 【請求する工事材料を具体的に記載】</p> <p>4 変更請求概算額 ￥</p> <p>請求の際には、変更請求概算額および<u>請負代金額変更請求額計算書(様式-3)</u>を作成し、提出すること。 なお、今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題ない。(請求する際は、 の部分は消去すること。)</p> | <p>(発注者)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(請負者) 商号又は名称 代表者 氏 名 住 所</p> <p style="text-align: center;">工事に係る工事請負契約約款第 2 5 条第 5 項に基づく請負代金額 の変更請求について</p> <p>標記について、平成 年 月 日付け契約締結した標記工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、約款第 2 5 条第 5 項に基づき請負代金額の変更を下記の通り請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工事名 工事</p> <p>2 請負代金額 ￥</p> <p>3 請求する主要資材名 【請求する工事材料を具体的に記載】</p> <p>4 変更請求概算額 ￥</p> <p>請求の際には、変更請求概算額および<u>概算額計算書</u>を作成し、提出すること。 なお、今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題ない。(請求する際は、 の部分は消去すること。)</p> |

変更後

削除

現行

(様式1-2)

平成 年 月 日

請負代金額変更請求概算計算書

発注者

殿

請負者

商号又は名称

代表者氏名

工事請負契約約款第25条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工事名:

記

| 品目 | 規格 | 単位 | 数量 | 当初単価 | 当初想定金額 | 購入単価 | 購入金額 | 購入年月 | 差額 | 備考 |
|-----------|----|----|----|------|--------|------|------|-------|----|---------|
| [記載例] | | | | | | | | | | |
| 鋼 | | t | | | | | | H 年 月 | | |
| 鋼 | | t | | | | | | H 年 月 | | |
| | | | | | | | | | | H 年 月 計 |
| 鋼 | | t | | | | | | H 年 月 | | |
| 鋼 | | t | | | | | | H 年 月 | | |
| | | | | | | | | | | H 年 月 計 |
| 鋼 計 | | t | | | | | | | | 鋼合計 |
| 鋼材類 合計 | | | | | | | | | | |
| 油 | | L | | | | | | H 年 月 | | |
| 油 | | L | | | | | | H 年 月 | | |
| | | | | | | | | | | H 年 月 計 |
| 油 計 | | L | | | | | | | | 油合計 |
| 油 | | L | | | | | | H 年 月 | | |
| 油 | | L | | | | | | H 年 月 | | |
| | | | | | | | | | | H 年 月 計 |
| 油 計 | | L | | | | | | | | 油合計 |
| 燃料油 合計 | | | | | | | | | | |
| 変動額 | | | | | | | | | | |
| 単品スライド請求額 | | | | | | | | | | |

(注)

1. 詳細に数量計算ができる場合は、様式 - 3を用いてもよい。

変更後

請負代金額変更請求額計算書

平成 年 月 日 (様式3)

発注者

殿

請負者
商号又は名称
代表者氏名

単品スライド条項に伴う請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工事名:

記

Table with columns: 品目, 規格, 単位, 数量, 当初単価, 当初想定金額, 購入単価, 購入金額, 購入先, 購入年月, 差額, 備考. Includes rows for steel (鋼), oil (油), and fuel oil (燃料油).

(注)

- 1. 当様式は、スライド請求時(様式1)と同時に提出し、及びスライド協議開始時に提出する。
2. 購入先、購入単価、購入数量等を証明できる場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
3. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
- 3. 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること、-

現行

請負代金額変更請求額計算書

平成 年 月 日 (様式3)

発注者

殿

請負者
商号又は名称
代表者氏名

単品スライド条項に伴う請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工事名:

記

Table with columns: 品目, 規格, 単位, 数量, 当初単価, 当初想定金額, 購入単価, 購入金額, 購入先, 購入年月, 差額, 備考. Includes rows for steel (鋼), oil (油), and fuel oil (燃料油).

(注)

- 1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明できる場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
3. 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。